

法人向け定期保険 経費算入に大改正！？

4/11に国税庁より、法人向け定期保険の税務処理の変更案として、法人税基本通達の改正案がパブリックコメント(意見公募手続)として公開されました。

I 定期保険の保険料の取り扱いについて

| 現行制度 | 長期平準定期保険 | 1/2損金※1 | |
|-------------------|----------|--|------------|
| | 逓増定期保険※1 | 満期時の被保険者年齢>70 かつ 契約年齢+保険期間×2>120 | 1/4損金(25%) |
| | | 満期時の被保険者年齢>70 かつ 契約年齢+保険期間×2>95 | 1/3損金(33%) |
| | | 満期時の被保険者年齢>45 | 1/2損金(50%) |
| 上記以外 (いわゆる掛捨て) | 全額損金 | | |



| 改正案 | 最高解約返戻率 | 損金算入割合 |
|-----|---------------|---|
| | 85%超 | 1~10年目 : 100%-(最高解約返戻率×0.9) 11年目~ピーク時 : 100%-(最高解約返戻率×0.7) |
| | 70%超 85%以下 | 40%損金※2 |
| | 50%超 70%以下 | 60%損金※2 |
| | 50%以下 | 全額損金 |

※1 保険期間の6割相当を経過するまで

※2 保険期間の4割相当を経過するまで

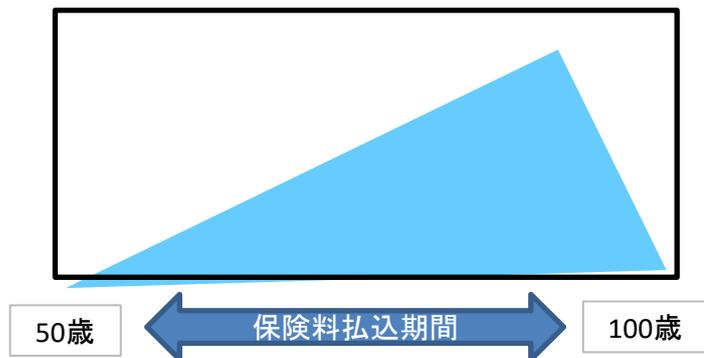
定期保険(満期保険金のない保険契約)についての取り扱いが上記のように改正される見込みです。長期平準定期保険や逓増定期保険は、その支払った保険料の中に将来の保険料に充当される部分があり、解約した際に支払った保険料の90%程度が戻る保険もあり、支払い時に一部が経費とされたため「節税保険」といわれてきました。

しかし、国税庁の考え方は解約時に返戻率が高い商品については、貯蓄性が高く、本来の保険の趣旨とは違うとして右のように保険の種類ではなく、ピーク時の解約返戻率に応じて経費となる割合に制限を設ける見込みです。

ピーク時の返戻率が85%超、例えば90%だったとすると1年目~10年目に経費になる金額は支払った保険料のうち約1/5(100%-(90%×0.9)=19%)ですので、返戻率が50%超だと3/5~約1/5まで経費となる割合が制限されます。

II そもそも長期平準定期保険、逓増定期保険とは？(保障と返戻金のイメージ)

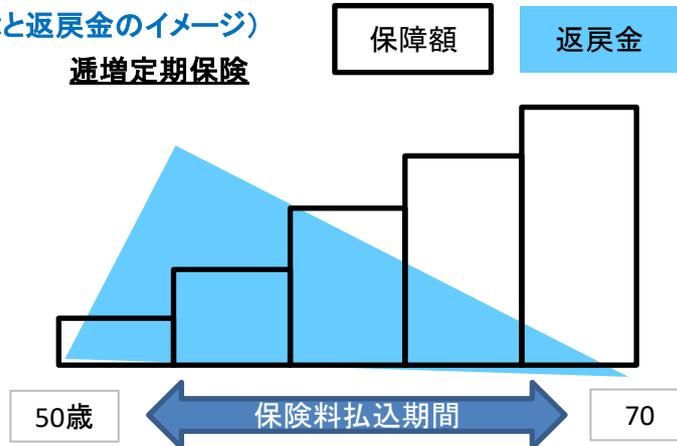
長期平準定期保険



保障額…一定 支払保険料…一定

通常の定期保険は年齢を重ねれば、保険事故(死亡)のリスクが高くなるため、保険料が上がっていくところを、将来の保険料を前倒して払うことにより、保険料の支払いを一定とする定期保険です。満期前に解約した場合、前払いとなる保険料部分が解約返戻金として保険契約者に戻るものです。

逓増定期保険



保障額…逓増(5倍の範囲) 支払保険料…一定

通常の定期保険は保障額を増やせば、保険料も増えるところを、将来の保障額に対応する保険料を前倒して払うことにより、保険料の支払いを一定とする定期保険です。満期前に解約した場合、将来の保障額に対応する保険料部分が解約返戻金として保険契約者に戻るものです。

III 改正の適用時期は？

上記改正の適用開始はまだ未定ですが、対象が通達改正後の新契約とされており、既存の契約には影響しない見込みです。既存契約の定期保険のピーク時は、定期保険の経費割合が異なるため、出口対策が重要となります。上記内容はパブリックコメントの内容(改正案)なので、今後変更が入る可能性があります。